

## 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為(不正行為)に係る届出書

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の18第1項第4号の規定により、次のとおり届け出ます。

### ① 届出の対象者

氏名(ローマ字) \_\_\_\_\_ 性別 男・女

生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 国籍・地域 \_\_\_\_\_

住 居 地 〒 \_\_\_\_\_

在留カード番号 \_\_\_\_\_

特定産業分野 \_\_\_\_\_ 業務区分 \_\_\_\_\_

### ② 不正行為の概要

A 不正行為を知った日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

B 不正行為が発生した日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

#### C 不正行為の種類

- 特定技能基準省令第2条第1項第4号リ(1)  
(外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為)
- 特定技能基準省令第2条第1項第4号リ(2)  
(外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為)
- 特定技能基準省令第2条第1項第4号リ(3)  
(外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部の不払い)
- 特定技能基準省令第2条第1項第4号リ(4)  
(外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為)
- 特定技能基準省令第2条第1項第4号リ(5)  
( (1)から(4)までに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為)
- 特定技能基準省令第2条第1項第4号リ(6)  
(虚偽文書の行使又は提供)
- 特定技能基準省令第2条第1項第4号リ(7)  
(保証金等違反行為)
- 特定技能基準省令第2条第1項第4号リ(8)  
(保証金等違反行為を行う者の紹介を受けて特定技能雇用契約を締結する行為)
- 特定技能基準省令第2条第1項第4号リ(9)  
(法第19条の18の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をする行為)
- 特定技能基準省令第2条第1項第4号リ(10)  
(法第19条の20第1項の規定による報告徴収に従わない行為)
- 特定技能基準省令第2条第1項第4号リ(11)  
(法第19条の21第1項の規定による処分違反する行為)
- その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為

次葉に続く

D 不正行為を知った経緯・内容

a 端 緒

- 特定技能外国人からの申告
- 関係行政機関からの指摘(行政指導)
- 特定技能所属機関の調査により発覚
- その他( )

b 不正行為の具体的な内容  
(全角、30文字以内) \_\_\_\_\_

③ 不正行為への対応

A 対応区分

- 特定技能外国人への対応
- 関係行政機関への対応

B 対応結果  
(全角、30文字以内) \_\_\_\_\_

④ 届出機関

法人番号(13桁) 

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

機関の氏名又は名称 \_\_\_\_\_

機 関 の 住 所 <sup>〒</sup> - \_\_\_\_\_  
(本店又は主たる事務所)

担 当 者 \_\_\_\_\_ 電 話 番 号 \_\_\_\_\_ ※

以上の記載内容は事実と相違ありません。

本届出書作成者の署名/作成年月日

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関職員(又は委任を受けた作成者)が変更箇所を訂正し署名すること。

(注)本書中、※のついた連絡先については、届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。

(記載要領)

1 特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載すること。

特定産業分野	業務区分
介護分野	身体介護等
ビルクリーニング分野	建築物内部の清掃
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理
建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能2号	土木 建築 ライフライン・設備
造船・船用工業分野・特定技能1号	溶接 鉄工 機械加工 塗装 仕上げ 電気機器組立て
造船・船用工業分野・特定技能2号	溶接
自動車整備分野	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務
航空分野	空港グランドハンドリング 航空機整備
宿泊分野	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務
農業分野	耕種農業全般 畜産農業全般
漁業分野	漁業 養殖業
飲食料品製造業分野	飲食料品製造全般
外食業分野	外食業全般

- 2 ②A欄の「不正行為を知った日」については、特定技能所属機関の役員又は職員が当該不正行為を認知した日を記載すること。
- 3 ②B欄の「不正行為が発生した日」については、実際に不正行為が発生又は行われた日を記載すること。
- 4 ②Da欄の「端緒」について、「その他」をチェックした場合は括弧内に内容を簡潔に記載すること。
- 5 ②Db欄の「不正行為の具体的な内容」について、全角30文字以内で、具体的、かつ、簡潔に記載すること。
- 6 ③A欄の「対応区分」について、特定技能外国人への対応、又は関係行政機関への対応を実施した場合は、レ点によりチェックすること。  
なお、特定技能外国人と関係行政機関の両方への対応を行った場合は、その両方にレ点によりチェックすること。
- 7 ④について、法人番号については、法人でない場合は空欄とすること。
- 8 不正行為を複数発生した場合や不正行為の対象者が複数に及ぶなどの場合は、別紙を使用することとして差し支えない。
- 9 本記載要領の添付は不要。